

小田滋賞選考内規

1. 小田滋賞規程に基づき、同賞の選考についてはこの内規による。
2. 予備審査委員会
 - (1) 選考委員会による選考を円滑に進めるため、予備審査委員会を設ける。
 - (2) 予備審査委員会は、応募論文の中から、国際法、国際私法、国際政治・外交史の3分野について、それぞれ5編以内で選考対象論文を選定する。
 - (3) 予備審査委員会の任務は、当分の間、国際関係法教育委員会が行う。
3. 選考委員会による選考
 - (1) 選考委員会は、予備審査委員会を選定した選考対象論文について審査を行い、受賞候補論文を選定する。
 - (2) 選考委員会は、各分野のバランスをも総合的に考慮して選考を行う。
 - (3) 選考委員会は、選考理由とともに選考結果を代表理事に報告する。
4. 受賞論文の決定
受賞論文の決定は、選考委員会の報告に基づき、理事会が行う。
5. 内規の改廃
この内規の改廃は、理事会の議決による。

付則

この内規は、平成25年5月17日から施行する。